2024 年 9 月 7 日に羽生滑空場に強行着陸した外来機に対する声明 NPO 法人 羽生ソアリングクラブ

事件の概要

当日の13時10分過ぎ、外来の動力滑空機が一度も無線連絡をせずに、 羽生滑空場の場周経路の内側に侵入して、村君地区と呼ばれる小学校も ある住宅密集地の上空でサーマル旋回を始めた。

旋回を始めた時の目測高度は対地 500ft であった。

その間、羽生フライトサービス(FS)から当該機に無線で数回呼びかけたが一切応じなかった。

その外来機は凡そ 10 分間、急旋回を含む旋回をしていたが徐々に高度を下げ、羽生滑空場に着陸せざるを得なくなった高度(目測高度 300ft)で漸く羽生 FS に無線を入れた。

声明

着陸後の当該機のリトリーブに対して羽生ソアリングクラブは援助を尽くしたが、当該機長および資格ある同乗者は、無線連絡しなかった理由、および強行着陸に至る事実を述べようとせず、危険行為に対する反省も述べない。

よって羽生ソアリングクラブは、二人に対して羽生滑空場の使用を永久に禁止する結論に至った。

今後たとえ二人の搭乗機が緊急事態に陥っても、羽生ソアリングクラブは一切援助はせず、それでも強行着陸した場合は法的処置も辞さない覚悟である。

補足

当該機長及び同乗者の行為は、次に指摘する法令等に違反する。

- ① 場周経路内のサーマル旋回(航空法83条、衝突予防等)
- ② 家屋の密集している地域における低高度飛行(航空法81条、最低安全高度)

- ③ 低空での急旋回(航空法85条、粗暴な操縦の禁止)
- ④ 航空情報の無視(航空法73条の2、出発前の確認)
- ⑤ 飛行場等の周辺を有視界飛行方式により飛行する場合の安全対策の 努力義務(AICO27/22)、並びに全国の滑空場共通のイニシャル コンタクトルール(「JSAO1-04羽生滑空場」等)

言うまでもないが、例えば、練習生が単独飛行している滑空機と外来機が 共に羽生滑空場の場周経路付近で接近した場合、当該練習生がとっさに危 険回避操作を行うことができなくても、羽生FSから両機に対して無線による 指示を行うことができれば、両機の安全を確保することは可能である。しか し、当該外来機が羽生FSをモニターしていなければ、当該無線による指示 を行うことはできない。

羽生滑空場に限らず、各滑空場の場周経路付近において、外来機が当該滑空場の飛行援助航空局をモニターしないことが、どれだけ危険な行為かは明らかである。

結論

航空局は、あらゆる施策を講じて小型航空機の安全を促しているが、この 事件の機長らのように法やルールを無視し、安全を脅かす行為に対しては 断固たる処置を取らざるを得ない。

以上